

## 不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	都市整備部 公園緑地課 管理担当
不利益処分名	措置費用の原因者への負担命令
根 拠 法 令	都市公園法
根 拠 条 項	第27条第9項
連 絡 先	(電話 621-5295)
処 分 基 準	<p>【根拠条文】  (監督処分)  第27条 【略】  2～8 【略】  9 第3項から第6項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第3項に規定する措置を命ずべき者の負担とする。  10 【略】</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)